

第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）の評価

東京信用保証協会では、適切な業務運営を確保するために、経営の透明性を高める取組が重要であると考えております。

今般、平成24年度から平成26年度までの3か年間の中期事業計画に対する実施状況について自己評価を行うとともに、第三者の委員による外部評価委員会（委員：慶應義塾大学商学部教授 高橋美樹、弁護士 高見之雄、東洋大学経済学部教授 安田武彦）の評価を受けましたので、公表いたします。

1. 地域経済の動向及び業務環境

平成24年度の東京都内の経済は、世界景気の減退や円高の長期化等による停滞感の中で推移しましたが、年末以降は、輸出環境の改善等により、大企業を中心に景気持ち直しの動きが見られるようになりました。平成25年度は、大規模な金融緩和及び経済対策の推進により円安・株高の状況となるなど、景気の本格的回復に向けた明るい兆しが見られました。平成26年度は、消費税率引上げの影響などから個人消費に弱さが見られましたが、雇用・所得環境の改善が進んだことなどに加えて、原油価格下落等の効果もあり、景気は回復基調で推移しました。

中小企業においては、平成24年度から平成26年度の都内企業倒産件数はいずれも前年度実績を下回って推移しましたが、原材料価格の高騰によるコスト負担の増加や、平成25年10月の台風26号による災害の発生など、厳しい経営環境が続きました。

2. 中期業務運営方針

① 政策保証の推進

3か年間の都・区市町制度による保証承諾実績は2兆3,358億円（保証承諾全体に占める構成比67.0%）となり、地公体制度を通じて円滑な資金供給を行うことができました。

また、中小企業金融円滑化法の終了を控えた平成25年3月には、当協会が東京都に提案して東京都制度融資「特別借換」が創設さ

れました。当制度をはじめとした借換保証を積極的に推進した結果、保証承諾実績は3か年間で1兆4,103億円となり、既往の保証付融資について返済負担の軽減を図ることによって、多くの中小企業の資金繰り改善に寄与できたものと評価しています。

② 創業支援

創業計画の策定や資金調達手続きなど創業時に必要となるノウハウについて学ぶ機会を提供するため、公開講座及び創業スクールを開催しました。公開講座は、毎年受講者数が増加し、3か年間で823名に受講いただきました。また、創業スクールは少人数制で毎年2クール開催し、100名に受講いただきました。

創業アシストプラザでは、3か年間で8,999企業、585億円の保証承諾を行い、このうち新規に保証を利用した企業は6,005企業、9,053人の雇用創出に寄与しました。

さらに、創業前の金融相談・事業計画策定のアドバイスや、創業後のフォローアップにも積極的に取り組むなど、総合的かつ継続的な創業支援を行ったことにより、地域における開業率の向上や雇用創出及び経済の活性化に寄与できたものと評価しています。

③ 期中支援の強化

経営支援の中核的役割を担う部署として、平成24年4月に経営支援部を創設し、支援機能の一層の強化を図りました。

同年9月には、当協会が事務局として「東京企業力強化連携会議」（通称：元気・東京ネットワーク）を構築しました（平成26年度末の会員機関数は84機関）。全体会議を年2回開催し、経営支援の取組事例や関連施策等について会員機関の間で情報共有を図ったほか、中小企業と取引金融機関が一堂に会し、企業の早期経営改善に向けて話し合う「経営サポート会議」の取扱いを平成25年1月から開始し、49件について金融支援の合意成立に至りました。

また、返済条件緩和中企業のうち一定基準を満たしている先を支援対象として、訪問による業況把握、経営相談及び専門家派遣事業の紹介等を積極的に行いました。そして、業況改善が見込める企業について借換保証による金融正常化を図った結果、3か年間で717企業を保証承諾し、資金繰りの改善に繋げることができました。

さらに、保証利用企業に対して定期的に決算書の提出を依頼し、経営状況に応じたきめ細かい経営支援に活用するなど様々な支援策に取り組むことにより、中小企業の持続的発展をサポートすることができたものと評価しています。

④ 再生支援

平成 24 年 4 月に創設した経営支援部企業支援課（現：経営支援部経営支援課）を中心として、中小企業再生支援協議会や金融機関と情報共有を図り、再生支援を推進しました。3 か年間における事業再生計画実施関連保証などの再生支援関連保証の承諾実績は 250 企業、64 億円となり、また再生支援先に対する条件変更の承諾実績は 1,419 企業、7,636 件となるなど、資金繰り支援を通じて経営の安定に寄与することができました。さらに、再生支援先をフォローアップするためのモニタリングを実施し、業績推移の詳細な把握に努め、必要に応じて追加保証や条件変更に取り組みました。

このような取組をはじめ様々な再生支援を行うことにより、地域経済の活性化や雇用の維持に寄与することができたものと評価しています。

⑤ ビジネスフェアの開催及び産学連携

中小企業にビジネスマッチングの機会を提供し、事業の拡大に寄与することを目的として、当協会主催によるビジネスフェア「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展」を東京国際フォーラムで毎年開催しました。3 か年間の総出展者数は 855 企業であり、伝統工芸品から IT 関連まで様々な業種の中小企業に参加いただきました。来場者数は毎回 1 万人を超え、出展者及び来場者の双方から満足を得られたとの声が多く寄せられたことなどから、非常に有益な取組であったものと評価しています。

また、大学や研究機関が持つ技術や情報を活用して中小企業を支援する取組として、専修大学大学院との共同公開講座を毎年開催しました。中小企業経営の現状やノウハウに焦点をあてた講義であり、中小企業経営者や創業予定者、学生など 3 か年間で 262 名に参加いただきました。今後は、テーマや募集方法について検討を重ね、更に多くの方々に参加いただけるよう努めてまいります。

⑥ 期中管理の充実と強化

個別企業の実情に応じて、期間延長や返済方法変更に係る条件変更に対応的に取り組み、3 か年間で 245,891 件を承認しました。

また、返済条件緩和中企業の経営状況を詳細に把握し、業況改善の見込みがある先については、保証部門と期中管理部門が連携して借換保証等に繋げる取組を積極的に行った結果、3 か年間で 3,670 企業、800 億円を保証承諾し、金融の正常化を図ることができました。

これらの取組により、保証利用企業の資金繰り改善に寄与できたものと評価しています。

⑦ 保証協会サービスと連携した回収の推進

より効率的な回収を行うため、平成 25 年度には保証協会サービスで管理していた有担保求償権の委託解除を行い、協会本体に有担保求償権の管理を一元化しました。また、保証協会サービスでは、累増する債務整理方針未決定の弁護士受任求償権先への新たな対応として、受任弁護士ごとに求償権を集約し、一括で照会文書を発送して債務整理方針を確認する取組を開始しました。さらに、管理事務停止と求償権整理についても一層の推進を図りました。

3 か年間の回収総額は 565 億円となり、前年度実績を下回る状況が続きましたが、平成 26 年度の保証協会サービスの回収額については、5 年振りに前年度実績を上回りました。これは、景気回復の下支えがある中で、求償権先の実情に応じてきめ細かく対応したことに加えて、回収事務の合理化を図った効果等が現れたものと評価しています。

⑧ コンプライアンスの徹底

当協会は公共的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼を確立するため、「東京信用保証協会倫理憲章」を基本方針に定め、「行動基準」を行動指針として、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

また、反社会的勢力排除に向けた取組についても、警察関係機関の協力を得て反社会的勢力対応に係る研修等を実施することにより、実効性を高めました。

さらに、保証原議等の保証関連書類について、情報漏えい防止などのセキュリティ面に留意しながら電子化し、書類の紛失リスク並びに災害リスクの大幅な軽減を図りました。

⑨ コンピュータ共同システムの安定運用

保証協会システムセンター株式会社をはじめとした関係機関と連携し、コンピュータ共同システムの安定運用を図りました。また、システム稼働から 5 年が経過した平成 24 年 7 月には、改善プロジェクトを設置し、システムの機能改善と参加協会の業務統一化に取り組みました。

平成 26 年 5 月及び平成 27 年 1 月には、それぞれ 5 協会が新たに参加し、平成 26 年度末における参加協会は 36 協会となりました。全国 51 の信用保証協会の 7 割以上が参加し、一段と大規模になったシステムの安定運用を関係機関とともに支えました。

3. 外部評価委員会の意見等

【保証部門】

中小企業を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰、平成 25 年 10 月の台風 26 号による災害等の影響や、中小企業者数が年々減少するなどの構造的な変化があった。東日本大震災からの本格的な復興による資金需要の増加等を見込んで策定した保証承諾計画であったが、このような経営環境の中で、平成 25 年度及び平成 26 年度の年度経営計画において当事業計画を下回る保証承諾計画に修正したことは、やむを得なかったものと考えられる。厳しい経営環境におかれた中小企業にとって、借換保証による返済負担の軽減や金利補助・保証料補助などメリットの多い地公体制度を利用することは非常に有益であり、政策保証の推進を重点項目として取り組んだことについて評価したい。また、日本再興戦略が策定・改訂され、中小企業の開業率の向上や持続的発展に向けた取組の重要性が高まる中、創業アシストプラザや経営支援部を中心として、個別企業のライフステージに応じたきめ細やかなサポートに注力したことの意義は大きい。依然業況が低迷している中小企業は多く、協会には、金融支援はもとより経営支援にも引き続き積極的に取り組み、企業の成長・発展を力強くサポートする役割を期待する。

【期中管理部門】

中小企業金融円滑化法の終了に伴う代位弁済の増加が懸念されたが、同法終了後も代位弁済は減少を続けた。これは、協会が個々の企業の実情に応じて弾力的に条件変更に取り組んだことに加えて、借換保証等による資金繰りの改善にも積極的に取り組んだ効果が要因の一つと考えられる。

一方で、平成 26 年度末における返済条件緩和中の保証債務残高は、全体の 2 割弱を占めていることから、今後これらの保証債務が代位弁済に繋がることが懸念される。引き続き、条件変更に弾力的に取り組むことに加えて、中小企業の業況回復に向けた経営支援や保証部門との連携による借換保証等にも積極的に取り組むべきである。

【回収部門】

有担保求償権も減少しており、回収実績を上げるには厳しい状況が続いたものと考えられる。今後も回収を取り巻く環境は厳しいことが予想されるが、代位弁済後の速やかな実態確認、適切な回収方針の決定及び進捗管理の徹底を行い、求償権の内容に応じた効率的かつ適切な管理を推進するとともに、保証協会サービスと連携して回収に努めることを期待する。

また、近年は代位弁済後も事業を継続している求償権先の割合が増加していることから、こうした求償権先の再生支援を伴った回収の推進にも努める必要がある。

【コンプライアンスの徹底】

「東京信用保証協会倫理憲章」、「行動基準」及び「コンプライアンス推進行動プログラム」に基づき、コンプライアンス態勢は確立され、適切な維持及び推進がなされている。また、役職員の暴排意識の徹底並びに反社会的勢力への対応強化のため、警察関係機関の協力を得た研修や不当要求等対応ロールプレイング研修を実施したことは、重要な取組であると評価できる。また、情報漏えい防止などのセキュリティ面に留意しながら保証原議等の保証関連書類を電子化し、書類の管理をより一層強化したことについては、大いに評価できる。

【コンピュータ共同システム】

参加協会が更に増えて、システムの規模が拡大した中、保証協会システムセンター株式会社をはじめとした関係機関と連携しながら、順調な稼働を続けたことは評価できる。

昨今は、地震や台風等の自然災害が多く発生していることなどを踏まえ、関係機関とともにバックアップ体制の一層の充実に努め、災害発生時における業務運営への影響を最小限にできるよう準備を整えておく必要がある。

平成 27 年度以降も参加協会が増えることが見込まれており、引き続き安定運用を心がけるとともに、システムの機能改善と参加協会の更なる業務統一化に取り組むことを期待する。